

# 秋田県の保険者において 70 歳以上 74 歳以下の方は 令和 5 年 8 月から 順次※ 高齢受給者証と被保険者証が一体化されます

※保険者によって開始年度が違います。

秋 田 県 国民健康保険 被 保 険 者 証	有効期限 番 号	令和 5 年 7 月 31 日 9999999 (枝番) 99
氏 名 生 年 月 日 世 帯 主 名 住 所	秋田 太郎 昭和25年 4 月 1 日 秋田 一郎 秋田県〇〇市〇〇1丁目1番地1	性別 男
適用開始年月日 交 付 年 月 日	昭和25年 4 月 1 日 令和 4 年 10 月 1 日	
保 険 者 番 号	999999	交付者名 〇〇市 <b>見本</b>



<b>秋田県国民健康保険高齢受給者証</b>							
有効期限 交付年月日	令和 5 年 7 月 31 日 令和 4 年 8 月 1 日						
記 号 ・ 番 号	9999999 (枝番) 99						
世 帯 主	住 所 秋田県〇〇市 〇〇1丁目1番地1						
対 象 被 保 険 者	氏 名 秋田 太郎						
	生 年 月 日 昭和25年 4 月 1 日						
一 部 負 担 金 の 割 合	2割						
発 行 期 日	令和 4 年 8 月 1 日						
保 険 者 番 号 並 び に 交 付 者 の 名 称 及 び 印	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td> </tr> </table> 〇〇市 <b>見本</b>	9	9	9	9	9	9
9	9	9	9	9	9		

令和 5 年 8 月 1 日から順次一体化！



<p>兼高齢受給者証 という記載が追 加されます。</p>	秋 田 県 国民健康保険 被 保 険 者 証 兼 高 齢 受 給 者 証	有効期限 発行期日 番 号	令和 6 年 7 月 31 日 令和 5 年 8 月 1 日 9999999 (枝番) 99
	氏 名 生 年 月 日 世 帯 主 名 住 所	秋田 太郎 昭和25年 4 月 1 日 秋田 一郎 秋田県〇〇市〇〇1丁目1番地1	性別 男 負担割合 2割
	適用開始年月日 交 付 年 月 日 保 険 者 番 号	昭和25年 4 月 1 日 令和 5 年 8 月 1 日 999999	交付者名 〇〇市 <b>見本</b>

発行期日が追加されま  
す。発行期日とは記載し  
てある負担割合の効力  
が発生する日付です。

70 歳以上 75 歳未満  
の方は一部負担金の  
割合が記載されま  
す。

※レイアウトが異なる場合があります

## ～保険証の更新時期が 8 月に変わります～

70 歳以上の方の被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴い、70 歳未満の方も含め、被  
保険者証の更新時期が 10 月から 8 月に変更となります。

このため、切り替えとなった被保険者証の有効期限は各年 7 月 31 日までとなります。